持ち家と転勤の確認シート

転勤ぐらし（tenkin-gurashi.com）

転勤する日	家を買った日	転勤が終わる予定
月　日	年　月　日	年　月ごろ

住宅ローン控除が続く3つの条件（家族が住み続ける場合）	確認	メモ
☐ 家を買ってから6か月以内に家族が入居している	／	
☐ その後も家族が住み続けている（毎年12月31日に家族が住んでいるかで決まる）	／	
☐ 転勤が終わったら本人もその家に戻る	／	

転勤が決まったらすること	日にち	メモ
☐ 住宅ローンを借りている金融機関に新しい住所と連絡先を伝え、ほかに手続きが必要かを確かめる	／	
☐ 会社に単身赴任手当・社宅・帰省の補助を確かめる	／	
☐ 年末調整の書類の出し方を会社に確かめる	／	
☐ 年末残高等証明書（毎年11月下旬ごろ）が家に届いたら赴任先へ送ってもらうよう家族と決める	／	

家族も引っ越すことになったら	日にち	メモ
☐ 家族が引っ越す日までに税務署へ届出書を出す（転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書・まだ使っていない申告書も添える）	／	
☐ 戻って住んだ年に確定申告をする（人に貸していた年は翌年から）	／	

二重生活の費用（月）	金額	メモ
住宅ローンの返済	円	
赴任先の家賃	円	
帰省の交通費	円	
光熱費・通信費（赴任先）	円	
単身赴任手当・家賃の補助（入る分）	円	

※本人が単身赴任して家族が持ち家に住み続ける場合の例です。住宅ローン控除の細かい条件は入居した年や家の種類で違います。わからないときは家のある場所の税務署に相談してください。2026年10月時点。くわしくは転勤ぐらし「住宅ローン返済中に転勤」の記事で。